

(様式1)

年 月 日

堺市健康増進に関する連携協定申込書

堺市長 様

企業等の名称

代 表 者 氏 名

(申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市健康増進に関する連携協定の趣旨に賛同し、次のとおり協定を申し込みます。

1 企業等の概要

本社の所在地		〒
業種（事業内容）		
堺市内の支店・営業所等	所在地	〒
	名 称	
	従業員数	
担当者連絡先	氏 名	
	部署名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E－Mail アドレス	

2 協定要件の該当状況（該当するものにチェックをお付けください：複数可）

- ☐ 業務内容が、健康増進に関連性がある企業等
- ☐ 市民と接する窓口を多数有する企業等
- ☐ その他、提案する取組みが市民の健康的な生活の実現に効果があると認められる企業等

3 企業等において、連携事業として予定している取組内容

項 目	具体的内容
生活習慣病対策に関するこ と	
歯と口の健康に関するこ と	
食育に関するこ と	
身体活動・運動に関するこ と	
がん検診に関するこ と	
その他、市民の健康的な生 活の実現に関するこ と	

(裏面につづく)

4 欠格事項に関する事項

次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。

☐ 当社（団体）は、本申込みにあたって、堺市健康増進に関する連携協定実施要領第3条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

○堺市健康増進に関する連携協定実施要領（抜粋）
（欠格事項）

- 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の締結を行わないものとする。
- (1) 企業等が、次のいずれかに該当する場合
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）
- イ その役員（法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）、従業員、社員その他構成員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する法人その他の団体
- ウ 社会的な非難を受け、又はそのおそれがあると認められるもの
- エ 医業及び医業類似行為を行うもの
- オ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、薬事法（昭和35年法律第145号）、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の関係法令の規定に適合しない食品・医薬品等を販売するもの
- カ 特定の政治活動や宗教活動を行うことを目的とするもの
- キ その他市長が協定の締結を行うことが適当でないと認めるもの
- (2) 協定を締結し、連携を行おうとする事業が、次のいずれかに該当する場合
- ア 営利を目的とする事業
- イ 不特定多数の市民の参加を前提としていない事業
- ウ 政治的活動若しくは宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認められる事業
- エ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる事業
- オ その他市長が協定を締結し、連携を行うことが適当でないと認める事業

5 暴力団排除に関する事項

次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。

☐ 当社（団体）は、本申込みにあたって、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

・その役員（法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）、従業員、社員その他構成員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する法人

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）
（定義）

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 1 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 4 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 5 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 8 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。
- （暴力的要求行為の禁止）
- 第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各

指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- 1～20 （略）
- 21 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。
- イ 自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）
- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの
- ハ 自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ロに該当するものを除く。）
- 22～27 （略）

○堺市暴力団排除条例（抜粋）
（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

○堺市暴力団排除条例施行規則（抜粋）
（暴力団密接関係者）

- 第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
- イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にある者
- エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

6 添付書類

- ①会社案内等、企業等の事業内容がわかるもの
- ②既に健康増進の普及啓発活動に取り組んでいる場合はその資料
- ③役員名簿

法人登記をしている団体については登記簿上の役員を、その他の団体については法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等について、役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を記入してください。

この名簿は、堺市暴力団排除条例に基づき、堺市健康増進に関する連携協定実施要領に規定する欠格事項の該当の有無を確認するため、警察への照会に使用させていただく場合があります。